

開催日:平成23年9月28日

会議名:平成23年第4回定例会

- 高槻市地域防災計画について
- 高槻市における発達『障がい』療育支援について

議員議長（久保隆夫）

次に、橋本紀子議員。

〔橋本紀子議員登壇〕

橋本紀子議員

民主・元気ネットの橋本紀子でございます。

1つは、高槻市地域防災計画についてお尋ねをいたします。

施政方針で市長は、災害時における本市の体制についても、現在の地域防災計画に課題がないか検証していくと言われ、これに対する各会派の代表質問や一般質問に対し、大阪府地域防災計画の修正への対応、土砂災害や浸水被害など、風水害時の情報伝達や避難体制などについて、本年度中に見直していくと答弁されました。

現行の高槻市地域防災計画は、平成21年度版ですが、その前は平成16年3月に修正され、平成17年4月には別冊として、東南海・南海地震防災対策推進計画を策定されています。まず、その策定はどこが行ったのかお伺いします。

次に、東日本大震災の後では、風水害はもとより、地震対策も含めた計画の見直しは喫緊の課題ではないかと思いますが、見直しの具体的なスケジュールについてお考えをお聞きします。

それを踏まえて、具体的に4点についてお伺いします。

1つは、地域防災会議への女性委員登用についてです。高槻市男女共同参画推進計画では、審議会等委員への女性の登用を推進するとあり、審議会でも毎回指摘がされますが、22年度では女性委員のいない審議会等は11あり、地域防災会議も女性委員が不在となっています。計画の見直しに当たって、基本となる高槻市地域防災会議への女性委員登用について、現状ではどのように努力されているか、取り組みについてお伺いします。

次に、災害時の通信手段についてお伺いします。

さきの台風12号でも、避難所の学校が情報から孤立しましたが、災害時の通信手段の確保は重要課題です。東日本大震災では、携帯電話に殺到し、大きな通信障害が起きたた

め、一般の通話を90%とめざるを得なくなり、ツイッターへの書き込みもつながらなくなりました。また、基地局が機能を消失し、非常用バッテリーも津波被害に遭い、残っていた物もバッテリー切れで緊急時には役立たなかったとの事例も報告されています。ネットメディアによる支援が広がりつつある一方、このように災害時には固定電話、携帯電話が機能せず、防災行政無線、消防、警察、自衛隊の無線手段しか利用できない事態が想定されます。災害時の通信手段について、どのように対策を立てておられるのか、お伺いします。

次に、災害廃棄物についてお伺いします。

高槻市地域防災計画では、災害廃棄物について、平成16年度版では、瓦れき発生量を把握し、長期の仮置き場の場所を確保する。燃える物、燃えない物、有害な物等、リサイクルと環境汚染の防止や健康に十分に配慮するとしていますが、21年度版では、これに高槻市環境部が別に定める高槻市震災廃棄物処理計画を基本とすると追記されています。

阪神・淡路大震災では、今日まで考えられないほどの震災廃棄物が2,000万トン、平常年一般廃棄物の8倍の量に達し、その処分に2年間で2,656億円という巨額を要しました。大型の自然災害に対して、震災だけでなく、風水害も含めた災害廃棄物処理計画については、どのように考えておられるか、お伺いします。

次に、学校における防災教育についてお尋ねします。

阪神・淡路大震災の教訓から、学校の防災対策や防災教育がさまざまに行われてきました。今回の東日本大震災を受けて、各地では今一度、学校の防災対策や防災教育の見直しに着手されています。高槻市として、これらについて現時点ではどのようにされているか、お伺いします。

また、このたびの震災を機に、学校で取り組まれた被災地や被災者への支援や配慮、活動等があれば教えていただきたいと思います。

次に、大きな2問目として、高槻市における発達「障がい」療育支援についてお伺いします。

平成17年4月1日、発達障害者支援法が施行され、国及び地方公共団体は、発達「障がい」者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達「障がい」の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達「障がい」の早期発見のため、必要な措置を講ずるものとする規定され、特に発達「障がい」のある子どもたちの早期診断、発達支援の重要性が明記されました。

一方、大阪府においては、法施行以前より大阪府立松心園において診断、療育支援を実施してきましたが、ふえ続ける診断、療育ニーズに対応し切れず、さらに専門的支援サービスの提供を目指して、大阪府発達「障がい」療育等支援事業を平成15年度に着手し、20年度までに府内6福祉圏域に1か所の専門的療育機関を設置して、全国的にも先駆的な支援モデルの発信と、療育支援についての啓発を行ってきました。

ところが、平成24年4月1日に改正される改正児童福祉法により、「障がい」児に対す

る通所サービスの実施主体は市町村とされたことで、大阪府は、この事業の見直しを行おうとしています。

そこで、お伺いします。発達「障がい」療育支援事業の平成24年度以降のあり方について、府はどのような提案を示されましたか。今回、大阪府が示された提案について、市としての見解をお聞かせください。

以上が1問目です。よろしくお願いいたします。

〔総務部長（小林孝之）登壇〕

総務部長（小林孝之）

橋本議員の、地域防災計画についてのご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の、東南海・南海地震防災対策推進計画につきましては、平成15年に東南海・南海地震防災対策推進地域に本市が指定されたことを受けまして、高槻市防災会議において策定をしたものでございます。また、地域防災計画の地震も含めた修正につきましては、中央防災会議において、東南海・南海地震に東海地震を加えた防災基本計画の見直しの検討が行われており、大阪府においても、その見直しを受け、地震被害想定の見直しが行われるとお聞きいたしております。本市の地域防災計画の修正につきましては、国や府の見直しを受け、実施してまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の、防災会議への女性委員の登用についてでございますが、高槻市防災会議条例第3条第5項に基づきまして、防災関係機関、防災関係部局の職員等を防災会議の委員として充てており、そのうち女性につきましては、本年4月より1名、本市の保健所長でございます。

3点目の、災害時の通信手段についてでございますが、市民への情報の伝達や被害情報の収集など、災害時における通信手段の確保は非常に重要であり、昭和60年度に防災行政無線を整備いたしております。また、電話につきましても、災害時優先電話を小、中学校や市庁舎の一部に導入しているほか、山間部には衛星通信電話を配置しているところでございます。

以上でございます。

〔環境部長（上野和夫）登壇〕

環境部長（上野和夫）

橋本議員の、災害廃棄物処理に関するご質問にお答えいたします。

高槻市震災廃棄物処理計画につきましては、高槻市地域防災計画を補完し、そこで想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、震災廃棄物の円滑な処理を推進するため

策定をいたしましたものでございます。

また、風水害等、他の災害廃棄物の処理にも準用して対応するものとしておりますことから、風水害も含めた他の自然災害についても、高槻市震災廃棄物処理計画にのっとり進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育指導部長（山岡利夫）登壇〕

教育指導部長（山岡利夫）

橋本議員の、学校における防災教育についてお答えをいたします。

今年度は、東日本大震災による甚大な被害状況を踏まえて、新たに各学校の立地状況に基づいたマニュアルの見直しと、新たな訓練を実施してまいりました。4月に文部科学省からの、これまで弱かった水対策に力点を置いた避難経路等の緊急点検チェック表をもとに、本市版の地震、津波や洪水、土砂災害対策チェックリストを作成いたしました。その上で、市教委として各学校・園における防災上の課題を把握し、それに基づき6月安全月間の取り組みを指示いたしました。

これを受け、避難の際に廊下で整列せず、安全な場所に誘導してから点呼を行ったり、幼稚園・小学校合同訓練など、新たな課題の克服に向けて、集団行動を基本とした避難訓練の形態が変わってきております。また、今回の震災で市内に多数の児童生徒が被災地より転入してきており、6月に文部科学省からの通知もございましたが、児童生徒の心のケアや学校生活への適用を図るとともに、人権侵害や風評被害を起こさないために、日常生活や友人関係について、きめ細かな配慮を行うよう学校・園に指示をしてまいりました。

さらに、この間、多くの学校が被災地への義援金や学用品、児童本を送る活動を児童会、生徒会、PTA活動等を通じて行っております。また、被災地の学校の生徒会との交流を行っている学校や、総合的な学習の時間での取り組み交流を希望している学校もございません。

今後も、このような取り組みの中で防災教育を徹底し、あらゆる機会を通して相互の思いやりや感謝、協力する心の醸成に努めるなどして、防災への意識の高揚と危機対応が的確にできるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔保健福祉部長（三宅清道）登壇〕

保健福祉部長（三宅清道）

橋本議員の、発達障害療育支援に関する2点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の、現在、大阪府が委託運営している府下6か所の発達障がい療育等支援事業所の今後のあり方に関する大阪府が示された提案の内容についてのご質問でございますが、平成24年4月1日施行の児童福祉法の改正で、障害児の療育等の支援体制は、身近な地域で支援を受けられるように整備し、通所利用者への支援だけでなく、地域の障害児や、そのご家族を対象とした支援を受けられる場を市町村にて提供することの趣旨が示されたことに基づき、大阪府は、平成24年度以降は市町村が担う当該事業サービスを大阪府による委託事業として実施することは困難であると判断をされました。その内容として、当該事業の活用を希望される圏域内市町村に対し、現在、大阪府が負担している1拠点事業所当たり約700万円の委託料を負担していただきたいとの考え方を示されております。

続きまして、2点目の、大阪府が示された提案に対する高槻市の見解についてのお尋ねでございますが、現在、大阪府より当該事業所がある圏域の市町村に対し、当該事業の大阪府の考え方を説明する会議の開催について連絡をいただいております。本市といたしましては、療育を必要としている障害児や、そのご家族が当該事業での支援サービスの継続と場の確保ができるよう、引き続き、大阪府と協議、調整を行ってまいります。

以上でございます。

橋本紀子議員

2問目ですけれども、まず、地域防災計画のことに關してですが、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、被災時に増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっていることから、防災分野における男女共同参画の推進が重点分野の一つとされ、防災（復興）の取り組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する、とされています。また、23年6月の東日本大震災復興構想会議の提言においても、とりわけ男女共同参画の視点は忘れてはならないとされています。その背景には、過去の大災害の中で災害弱者、とりわけ女性への配慮が欠けていることが指摘されているところにあります。

高槻市地域防災会議の組織は、高槻市防災会議条例で定められていますが、現状では、それぞれの充て職に、たまたま女性が就任しない限り、女性の参画は進みません。ことしの1名は、言い方は悪いかもしれませんが、たまたま保健所長が女性であったということです。

防災会議委員は、防災会議条例第3条の5で、例えば、「市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者」として、淀川河川事務所長や警察署長などに委員を委嘱されておりますが、第3条の5の9には、「前各号に掲げる者のほか、市長が防災に關し必要と認める者」と書かれています。今後、地域防災計画の見直しを行うということですが、この前提となる防災会議の組織の見直しを、まず、していただかなければな

らないと思います。先ほど指摘させていただいたことも含めて、反映をしていただきたいと思っています。

災害弱者と言われる立場の当事者である女性、高齢者、「障がい」者を代表する方々、また、関西大学からは学識経験者としての専門家を必要と認める者に該当させることができるとお考えか、お伺いします。

次に、通信手段ですが、IT各社がデジタル化した消防防災無線を自治体向けに開発し、総務省では2016年までに消防、救急用無線の完全デジタル化を自治体に義務づけ、防災無線についてもデジタル化を推奨しています。デジタル無線は、アナログに比べ雑音が少なく、盗聴しにくい利点があり、東日本大震災後、自治体でも高性能なデジタル無線の導入機運が高まっているということです。

そこで、お伺いします。

高槻市では、消防無線は現在アナログであり、また防災行政無線はアナログの2周波数のみの使用しかできず、そのうちの1周波は大阪府域広域波です。そのため、高槻市内で使用できるのは、I波のみです。消防無線、防災無線のデジタル化と広域化を進めることについてのお考えをお伺いします。

また、防災本部以外の施設での職員は、非常時に機器の使用ができるのか、日常的な訓練が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、高槻市防災行政無線の整備状況は、地域防災計画資料73ページに示されていますが、移動系、固定系とも、多くは昭和60年度に整備されたとなっています。

毎年、高槻シティ国際ハーフマラソン時に—私もハムの免許を持っておりますけれども—高槻アマチュア無線クラブ、高槻市役所アマチュア無線クラブが点検のために使用していますが、数%の確率で使用できないものがあり、業者点検も一、二分の点検で、数分使用すると故障するものもあるということで、定期点検では発見できないこともあると思いますが、機器の更新についてのお考えをお聞かせください。

次に、災害廃棄物についてですが、今回の東日本大震災では、沿岸部5,000キロメートルに及ぶ被害の中、例えば、石巻市では616万トンで、通常時の100年分と言われる廃棄物が存在し、津波による海のヘドロなど、複合的な廃棄物により中心部の温度が上昇して自然発火が各地で発生しているということです。

災害廃棄物は、その量だけ見ても大変ですが、可燃物、不燃物、粗大ゴミ、さまざまな産業廃棄物に類するもの、さらに、し尿が加わり、それらがまざって放出され、それは被災地や被災者の復旧・復興の大きな障害となっています。現代都市は、廃棄物や下水、し尿もストックすることなくフローとして扱うシステムを構築し、収集、処理、処分を行っています。また、化学物質など有害物資や危険な資機材が環境に放出される問題があります。阪神・淡路大震災ではアスベスト、ダイオキシンなどが問題になりました。阪神・淡路大震災後、災害廃棄物が災害にかかわる重大問題の一つとして認識され、1998年、震災廃棄物対策指針、2005年には水害廃棄物対策指針が出されました。これらの指針

を受けて、自治体の地域防災計画は廃棄物対応計画が盛り込まれるようになってきています。しかし、具体的な対応施策は手つかずといった自治体がほとんどという状況にあって、我が国では災害廃棄物への対応は、まだまだ不十分の感があるというのが専門家の意見です。

そこで、高槻市でも今後、起こり得る災害では、津波の可能性もあると言われていますが、廃棄物の仮置き場も含め、地震、津波による災害廃棄物の想定は、どのようにお考えでしょうか。

また、今回の東日本大震災の災害廃棄物について、高槻市でも受け入れを表明されていたと聞きます。9月26日には、大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議が開催されましたが、議題には放射線の影響に関する考え方についても含まれていました。

一方、ある市では、広域処理反対の意見書が議会から出されるなどの状況もあります。広域処理について、現時点で高槻市はどのようにお考えかお伺いします。

次に、防災教育についてお伺いします。

いろいろお取り組みをしていただいていることがよくわかりました。震災時の対応マニュアルは平成21年から各校に作成が義務づけられていましたが、その内容は学校や教育委員会にゆだねられていました。今回の震災を受け、文部科学省は今年度中に地震・津波対策強化のためのガイドラインを作成し、配布を行うということです。また、学校の防災マニュアルを外部から点検する必要性も指摘されています。これに関し、高槻市の学校の震災時の対応マニュアルの作成状況と、外部からの点検に対するお考えをお伺いします。

次に、大きな2問目ですが、早期の発達支援の保障は、「障がい」や特別な配慮を要する幼児にとって大変重要で、早期の療育、リハビリテーション、保育等の発達支援により、子どもの「障がい」や困難は大きく軽減され、就学後の子どもの学習保障、子どもの生涯発達の可能性を大きく拡大する意味からも、その整備が急がれます。

東京学芸大学等が行った全国公立・私立幼稚園の抽出調査では、グレーゾーンを含めた特別な配慮を要する幼児が在籍すると回答したのは、公立で85.6%、私立80.0%ということでした。

今回の法改正で言う、療育は市町村の責務という意味は、1次的な支援が全国的には未整備で、通園施設の設置率は14.9%ということへの整備促進と考えます。

身近な1次療育は、検診による早期発見後の対応として、出生の1~10%に必要で、市町村に必須ですが、一方、アセスメントを踏まえた個別支援計画に基づく個別領域や支援は、専門性確保から広域整備が必要とされてきました。この2段階の療育を法改正を理由に同次元化し、通常に通園、通学を可能にするためにサポートしてきた、いわばインクルーシブな社会の実現を担ってきた事業をいきなり廃止する府の提案は、法律を逆手にとった便乗切り捨てにしか思えません。

この事業の活用を希望する圏域内市町村に、現在、府が負担している委託料を負担してほしいと言われていますが、どのように連携し、対応されるのか。

また、今回、児童福祉法の改正で児童発達支援センターが新たに示されましたが、具体的にはどのような機能を持つものでしょうか、お伺いします。

以上が2問目です。

総務部長（小林孝之）

橋本議員の、地域防災計画についての2問目にご答弁申し上げます。

まず、女性や高齢者などを代表する方々を高槻市防災会議条例第3条第5項第9号に該当させることができるかとお尋ねでございますけれども、これまで市民を代表する方として、コミュニティ市民会議の代表者に委嘱をしているところでございます。議員仰せの、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立は課題として認識をしております。今後、検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、災害時の通信手段に関する3点のご質問でございますが、1点目の、消防無線、防災無線のデジタル化と広域化についてでございます。防災行政無線のデジタル化につきましては、法定期限が定められておりませんが、総務省が推奨していることもありまして、これまで平成20年度には大阪府のデジタル化勉強会に参加するなど、本市として防災行政無線のデジタル化も含め、調査研究を行っておるところでございます。また、消防・救急無線のデジタル化につきましては、平成28年5月が法定期限となっているところから、今年度に感度調査、及び基本設計を行い、期限内での整備を進めてまいります。

2点目の、職員の防災行政無線機の使用につきましては、地区コミュニティ等にて実施しております地域重点型防災訓練時において、避難所開設訓練として、方面隊員に防災行政無線の取り扱い訓練を実施しております。また、方面隊隊長、副隊長、班長を対象とした方面隊研修を実施しております。また、避難所開設要領に従い、防災行政無線の取り扱い説明を実施しております。また、実際に方面隊基地局を開設したことがございますけれども、このように開設した場合には、防災行政無線の円滑な更新ができておるところでございます。

3点目の、防災無線機の保守並びに機器の更新についてでございますが、保守点検は年1回実施しており、点検結果報告書に基づき、指摘があった機器の整備を行っておるところでございます。なお、平成22年度には防災行政無線移動系基地局の老朽化による性能劣化対策といたしまして、無線機本体の大幅な修繕を実施したところでございます。

以上でございます。

環境部長（上野和夫）

橋本議員の、災害廃棄物処理に関する2問目にお答えいたします。

津波による廃棄物につきましても、高槻市震災廃棄物処理計画に規定しております処理手順に沿って処理してまいりたいと考えております。

廃棄物の仮置き場につきましては、まず市民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、震災廃棄物処理計画に定めた仮置き場選定基準により選定した大規模仮置き場と、中小規模仮置き場を設置し、処理することとしております。仮置き場の候補地としては、公園、グラウンド等のスポーツ施設等を想定しております。

次に、東日本大震災の災害廃棄物の受け入れについてでございます。平成23年4月8日付の国の調査に対し、被災地支援として日量80トンを受け入れ可能と回答しております。現時点で具体的な要請はありませんが、要請のあった時点で他の市町村の動向も視野に入れ、費用負担の問題、受け入れの時期、放射能汚染等について、国、大阪府と調整しなければならないものと考えております。

以上でございます。

教育指導部長（山岡利夫）

橋本議員の、防災教育の2問目にお答えをいたします。

各学校では、これまで本市教育委員会の教育対策部災害対策マニュアルや、高槻市学校・幼稚園安全の手引き等をもとに、災害対応マニュアル、学校危機対応マニュアルの見直しを行ってまいりました。また、6月に関西大学社会安全学部から講師を招聘した校長研修会を実施しており、7月には全教職員を対象とした夏季研修会におきましても、関西大学の河田教授に、減災・防災を進める観点や、東南海地震発生時に起こり得る災害についての指導をいただき、そのときの具体的な行動についての助言をいただいております。

なお、議員ご指摘の各校の防災マニュアルの専門家による点検につきましては、関西大学との連携協定も締結しており、今後の課題と受けとめ、検討を進めてまいります。

以上でございます。

保健福祉部長（三宅清道）

橋本議員の、発達障害療育支援に関する2問目のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目につきまして、このたび大阪府が示された提案に対し、本市といたしましては、近隣市町村と連携して、圏域市町村にお住まいで療育を必要とされている障害児や、そのご家族が当該事業の支援サービスを受けられる場が確保されるよう、大阪府が行っている委託料の継続を含めて、大阪府と協議を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の、児童発達支援センターはどのような機能かについてのお尋ねでございますが、児童発達支援センターにつきましては、障害児への専門的なノウハウを持ち、障害児や、そのご家族に対する療育の支援を行っている施設が、地域の障害児や、そのご家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域での中核的な療育支援機能を担うものであると説明を受けております。

以上でございます。

橋本紀子議員

最後に要望させていただきたいと思います。

まず、防災（復興）への女性参加についてですが、阪神・淡路、中越、東日本大震災と、大型の震災、津波また台風による災害などの自然災害による被害が大型化しています。そのため、復興には相当の時間がかかり、避難生活も長期化を余儀なくされています。防災復興計画を、これまでの教訓を行かして再点検することは喫緊の課題と言えます。

過去の災害では、とりわけ女性の問題が表面化されなかったために、残念ながら、その後の災害時にも生かし切れない課題があることが明らかにされてきました。学校に避難しても、避難者は家族同様という空気からパーテーションが使えず、女性の着がえ、乳児を抱えた母親の授乳、女性の洗濯物干し場、男女の区別なく、仕切りも十分でないトイレの問題など、プライバシーの問題や、さらにDVやセクシュアルハラスメント、性暴力による被害などが挙げられています。

内閣府は7月23日に東日本大震災への女性のニーズに対応した支援について取りまとめを行いました。警察官による支援、暴力への対応、相談窓口の設置、避難所生活の改善、妊産婦への対応等々です。

また、日本医師会は、ことし6月、内閣総理大臣と都道府県に対し要望書を提出しましたが、災害復興時においてこそ衛生環境の整備、女性や子ども、高齢者、障害者の健康、心のケアなど女性の視点が必要だが、実際には防災・災害対策計画及び復興計画などの政策方針決定過程において、女性の声、男女共同参画の視点が反映される機会が少ないことから、それらを強化するようという内容のものでした。

地域防災計画の見直しの根本となる、これらの課題に真摯に取り組んでいただきたいし、法律家である濱田市長には、他市に先駆けて女性の参画を達成していただくことを要望して、この質問は終わります。

次に、通信伝達ですが、昭和60年に購入された無線移動系機器ですが、老朽化対策で大幅な修繕をされているということでした。古過ぎて同じ機種が販売されていなかったということなんです、古い物を大切に修理して使う、もったいないの心は大いに敬意を払うものですが、日進月歩の通信手段がこれでいいのかというと、疑問です。防災無線のデジタル化については、いつになるか今のところ見通しが無いという中では、このままでいいのでしょうか。もう少し早くから機器の計画的更新をされるべきだったのではとも思います。今の機器ではバッテリーが3時間しかもちませんが、新しい物では電池にすれば6時間対応ができるそうです。機器の更新について、再度検討をお願いします。

また、災害時には複数の情報伝達手段を持つておくことが必要ですが、アマチュア無線を利用した非常用無線、またアマチュア無線中継は現在、阪急高槻市駅前に設置されており、市内各所からのアクセスができますが、東大阪市のように市役所庁舎への移設、非常用電源へのつなぎ込みにより、停電時にも有効活用ができると考えます。あわせて、ご検討をお願いいたします。

次に、災害瓦れきですけれど、高槻市災害廃棄物処理計画では、被害想定による推計発生量は、可燃物42万トン、不燃物226万トン、計約268万トンですが、先ほど、いろいろな地域の例を申し上げた数字から言うと、かけ離れているのではないかと思います。また、そうすれば仮置き場の必要面積にも影響しますし、空地の確保も必要となってまいります。また、災害廃棄物の広域処理についてですが、現在のところは5月2日の福島県内の災害廃棄物の当面の取り扱いによって、その他の県の物を広域対象とするという前提だというふうに思いますけれども、放射能の影響も考慮しますと、例えば搬送経路、搬送手段、焼却炉の種類、それから最終処分場での受け入れや、焼却炉そのものの汚染等々、大きな課題が残ります。被災地支援としては、一刻も早くという状況ですが、五山の送り火の問題、福島産の花火の問題が示したように、簡単には解決できない課題が山積です。復興を支援したいという思いを大切にしつつも、市民への科学的根拠を示しながら、行政が説明責任を事前にしっかり果たさない限り、被害者の方々にさらなる苦痛と風評被害による2次被害を加えることになりかねません。災害廃棄物問題には慎重な対応を求めてまいります。

次に、防災教育についてですが、阪神・淡路大震災後、新たな防災教育が兵庫県で推進されてきました。今後、予想される巨大地震災害に備えることは、学校教育として不可避の緊急課題と位置づけられた中で、新たな防災教育という用語法は、従来の避難訓練を中心とした安全教育と区別するため、兵庫県教育委員会がつくり出したものです。昨日は、強化関連での防災教育が紹介されましたが、それとともに今求められる新たな防災リテラシーとは、地震などの自然災害発生時に自然災害の種類や複合災害の発生メカニズムを科学的に把握し、避難や応急処置の方法、サバイバル技術を身につけ、災害に備えた防災体制のつくり方を習得し、第2次災害の発生を抑止する判断力、行動力を獲得するとともに、被災による心の傷やケアについての理解力、共感力を高めることであるとされています。

今回の東日本での震災では、多くの児童生徒が学校にいて、日ごろの防災教育が生かされたものと評価をされています。高槻市は、関西大学という強い味方があります。連携し、新たな防災教育の高槻市版を構築していただくことを期待して、この質問は終わります。

最後に、発達「障がい」療育についてです。

これまで、国の「障がい」福祉施策は、主に知的「障がい」、身体「障がい」、新たには精神「障がい」の、いわゆる3「障がい」を対象にされてきたと思いますが、発達「障がい」についてはこれからという観があります。ですが、発達「障がい」に関しては、今、新聞その他のメディアが大きく取り上げ、周辺に理解が深まってきていると思います。その状況の中で、うちの子が気になるという状況を抱える人たちにとって、その受け皿が余りにも未整備であることが問題であると思います。診断を受けて、療育を受けられる以前の相談のニーズも高いと思います。

継続支援については、予算を伴う問題なので、1問も2問もほぼ同じご答弁だったと思

いますが、24年4月からという、この時期は来年度からの募集にも影響が出るのではないかと思います。ぜひ、積極的に府への働きかけを行っていただく一方、府の提案が変わらないときには、高槻市としてしっかりとした支援を行っていく覚悟を決めていただきたい。そのことを強くお願いして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（久保隆夫）

橋本紀子議員の一般質問は終わりました。